

レポート・論文の盗用等不正行為への注意

2021年2月26日
経営学部

大学の授業ではレポートや論文の提出が求められます。レポート・論文の作成では、これまでに分かっていること（エビデンスや先行研究）から、独自の結論やアイデアを導き出しますが、その際、誰もが絶対に守らなければならないルールがあります。ルールが守られていないものを提出することは不正行為とみなされ、厳しく処分されます。以下でそのルールと、処分の内容について説明しますので、よく理解したうえで作成するようにしてください。なお、1年生には「経営総論」の授業の中でもレポートの書き方についての説明がありますので、注意してください。より深く理解したい人には「レポート・論文作成法」という授業の履修をお勧めします。

1. 作成のルール

レポート・論文を作成する際に、他人の文章や資料等を参考にすることは当然必要になります。しかし、自分の考えと他人の考えやデータとは、文章の中で読み手がはっきりと区別できるように示さなければなりません。他人の文章や資料等を用いる（引用する）ときには、以下のルールに従って、その文章や資料等が掲載されている書籍・雑誌・新聞・ウェブサイト等を特定できる情報（出典）を示してください。ルールに基づいて適切な引用などがなされない場合は、学則違反となるだけでなく、著作権侵害とみなされることがあります。これは社会的にも違法行為となります。

- 他人の文章を一字一句変えずに、そのまま引用（直接引用）する場合は、前後を鍵括弧・引用符で囲むなどの方法で、自分の文章とは視覚的に区別をつけたうえで、注記を利用するか、またはその場で括弧書きにより出典を示します。
- 他人の文章を要約または自分の言葉で言い換えながら引用（間接引用）した箇所では、前後を鍵括弧・引用符で囲まずに、注を付けるか、括弧書きにより出典を示します。
- 他人の資料等（図表やデータ）を用いた箇所には、その下に資料等の出典を示します。

2. 盗用等不正行為

(1) 盗用

自分で作成したレポート・論文であっても、引用についての以上のルールが守られていない場合には、盗用行為になってしまいます。たとえば、次のような行為は、盗用とみなされます。また、これに類似した行為や盗用を助ける行為（レポート等のひな形を作成して他人に見せること等）も同様です。

- 電子書籍等を含む著作物（無署名のものも含む、書籍・雑誌・新聞等やウェブサイト等に掲載された、または未発表の、他人が作成した文章や資料）等を出典を示さずにそのまま使い、あるいは前後関係や語句を若干変更した程度でレポート・論文を作成すること。
- 直接引用または間接引用をしたすべての箇所とそれぞれの出典を具体的に示さず、レポート・論文の最後に「○○参照」などと簡単に触れるにとどめること。
- 他人が作成した文章をあたかも自分が作成したかのごとくみせかけて、あるいは前後関係や語句を若干変更してレポート・論文を作成すること。
- 自分がある科目の課題として提出したレポート・論文を、同じ科目の別の課題や別の科目等の課題として提出すること（自己盗用）。

(2) 改ざん

レポート・論文を作成する際に、主張の根拠となる資料等（図表やデータ）や調査結果（インタビュー記録等）を故意に書き換えること。

(3) 捏造（ねつぞう）

レポート・論文を作成する際に、実際には存在しない資料等（図表やデータ）や調査結果（インタビュー記録等）があたかも存在するかのように偽ること。

3. 盗用等不正行為の具体例

成績評価に関わるレポートや論文において、以下のような行為はすべて不正行為となります。

- ① 他人のレポート、論文、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに一部限定的であっても流用した場合
- ② 上記不正行為の元になったレポート等を提供した場合
- ③ 他人と共謀して、ほぼ同一内容のレポート等を提出した場合
- ④ 同一科目において不正行為を複数回行った場合
- ⑤ 自分自身が作成したある科目のレポート等を別の科目等でも提出した場合
- ⑥ 複数科目においてそれぞれ別の不正行為を行った場合
- ⑦ 業者や他人に作成依頼したレポート等を自分が作成したものとして提出した場合
- ⑧ レポート等の内容にデータの捏造、改ざん等がある場合
- ⑨ 自分もしくは他人が作成したレポート等を販売した場合
- ⑩ 組織的な不正行為を行った場合
- ⑪ レポート等において盗用等不正行為によってすでに処分を受けたことがある者が再度不正行為を行った場合

4. 盗用等不正行為の処分

不正行為が明らかであれば、処分の対象となります。処分は行為の内容により【学部長による厳重注意および当該科目の評価を「F」】、あるいは、【停学および同一学期の履修科目の評価をすべて「F」】のように定期試験での不正行為（カンニング）と同様の厳しいものになります。また、極めて悪質性の高い場合にはより厳しい処分を行うことがあります。

以 上